

## 甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成29年9月15日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階委員会室A

---

### 出席委員（6名）

委員長	藤原正夫君	横山洋介君
	赤澤厚君	小澤重則君
	山本今朝雄君	三浦進吾君

### 欠席委員（1名）

副委員長 金丸寛君

### 傍聴議員（9名）

金丸幸司君	滝川美幸君
五味武彦君	清水正二君
斉藤芳夫君	米山昇君
有泉庸一郎君	長谷部集君
保坂芳子君	

### 説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	興石春樹君	上下水道部長	斉藤晴彦君
人事課長	高鳥悟君	建設課長	下笹俊彦君
農林振興課長	小澤明君	商工観光課長	山田洋君
上水道課長	小林信生君	下水道課長	古屋正彦君
給与係長	小池清美君	建設総務係長	寺島信君
建設管理係長	高須秀樹君	建設土木係長	芳賀康貴君
農林振興係長	小宮山厚君	商工労働係長	萩原和美君

上水道総務長	二宮 仁 君	施設工務係長	斉藤 一也 君
給水係長	土屋 史朗 君	下水道総務長	小松 利也 君

---

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下 和也	書記	興石 文明
書記	有野 恵里		

#### 審査内容

##### 1 条例等審査

議案第52号 甲斐市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の  
制定の件

##### 2 補正予算等審査

議案第54号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）

議案第58号 平成29年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 平成29年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第59号 平成29年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 平成29年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

##### 3 その他

開会 午前 9時25分

○書記（有野恵里君） 改めまして、おはようございます。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

これより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、定例会初日に委員会付託された議案の審査を行います。

初めに、委員長よりご挨拶をいただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、藤原委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（藤原正夫君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

きのうまでで一般質問も終わりました。盛大な一般質問ではなかったかなど、こんなふう  
に思います。また、けさ、皆さん驚いたと思いますけれども、また北朝鮮ミサイル問題、本  
当に大変なことだと思えます。何とか平和な解決を求めながら、私の挨拶といたしますけれ  
ども、よろしく申し上げます。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより建設経済  
常任委員会を開会します。

なお、金丸委員は欠席の旨の連絡がありましたので、ご報告をいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

---

○委員長（藤原正夫君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案の審査を行いま  
す。審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに条例審査から行い、その後、補正予  
算審査を行いたいと思います。審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵  
守し、発言は全て簡明にするようお願いをいたします。また、委員の質疑を受けた後に、傍  
聴議員の質疑を受けたいと思います。

それでは、早速審査に入ります。

議案について、当局の説明を求めます。

山田商工観光課長。

○商工観光課長（山田 洋君） お疲れさまです。改めて、おはようございます

商工観光課から、議案第52号 甲斐市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定の件について説明させていただきます。

議案集は3ページ、議会資料は1ページになります。

まず、条例制定の概要について、議会資料で説明させていただきますので、議会資料の1ページをお願いいたします。

1の制定の目的ですが、地域の実情に応じ緑地面積率等の緩和を行い、現在稼働している工場敷地の有効活用の促進や、新規工場の誘致を図ることを目的として、甲斐市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例を制定するものであります。

2の対象工場ですが、製造業、電気供給業、ガス供給業及び水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所を除いた熱供給業でありまして、敷地面積9,000平方メートル以上、または建築面積3,000平方メートル以上のものであります。

3の主な内容ですが、条例施行前の基準は、緑地面積率が20%以上、緑地面積率を含む環境施設面積率が25%以上、建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への参入割合が25%までとなっております。国が定めた基準の範囲内で、国の準則にかえて市町村が定めることができる範囲は、表に示しましたとおりであります。

次のページをお願いします。

条例施行後であります。新規工場の誘致や、現在稼働している工場の増床等など、敷地を有効利用できるよう、国が定めた範囲の最低基準に緩和するものであります。住居地域及び商業地域の緑地面積率及び環境施設面積率は国基準のままで、建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への参入割合は50%まで、以下、その他の地域も同様であります。準工業地域の緑地面積率は10%以上、環境施設面積率は15%以上、工業地域及び工業専用地域の緑地面積率は5%以上、環境施設面積率は10%以上、用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域の緑地面積率は5%以上、環境施設面積率は10%以上であります。

次に、用語の解説ですが、樹木が生育する区画された土地、低木、または芝などで表面が覆われている土地などが緑地でありまして、緑地を含むほか、噴水、池、屋外運動場、広場、屋内運動施設、太陽光発電施設などが環境施設でありまして、屋上緑化施設、工場設備や太陽光発電施設の下に整備した芝生などが、建築物屋上等緑化施設等であります。

4の施行日ですが、公布の日からであります。

議案集の3ページをお願いします。条例の条文であります。

第1条は本条例の趣旨であります。

第2条は用語の定義で、工場立地法において使用する例によるものであります。

第3条は、各区域ごとの緑地面積率、環境施設率であります。

次のページをお願いします。

第4条は2つの区域にわたる場合の適用であります。敷地割合が高い区域の率を適用することとの条文であります。

第5条は、建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への参入割合を50%まで算入できることとあります。

第6条は、隣接する他の地方公共団体の区域にわたる場合は、協議をし、適切な措置を講ずる旨の条文であります。

附則の経過措置であります。工場立地法施行以前の工場、昭和49年6月28日に設置されている工場につきましては、工場立地法の規定で、増加する生産施設の面積がある場合は、緑地及び環境施設を設けなければならないのですが、その基準につきましても緩和するものであります。

次のページをお願いします。

最後に、提案理由ですが、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、緑地面積率等に係る準則を定めるため、この条例を制定するものであり、これがこの条例案を提出する理由であります。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 甲斐市の工業地域というのかな、準工業地域というのは、限られているよね、たしか、工場の地域というのは。多分敷島や竜王の線路沿いと、双葉だと、今メイコーだ、内藤製作所だ、あの辺のような気がするんだけど、違うかな。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 工業地域、準工業地域とありますけれども、図面でいいますと、ルネサスのあたりと、主なところで申しわけないですけども、敷島でいいますと、元三和電線があったところ、双葉でいいますと……

[発言する者あり]

○商工観光課長（山田 洋君） いえ、シャトレーズがあったあたりです。双葉の工業団地地区については用途が指定されていません。いわゆる白地の地域になっております。あと、駅付近もあります。

[「駅の北側のほうですか」と呼ぶ者あり]

○商工観光課長（山田 洋君） はい。

[「線路から上のぼった所」「それが準工業地帯」と呼ぶ者あり]

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） そこは準工業地域で、これはちょっと俺もこう言うのと、悪いね、よくわからなくて。甲斐市工業立地法に当たるようなところはどこなのか。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 当たるところといたしますか、甲斐市全域にわたって定めております。表のとおり、住居地域、商業地域においては基本的には工場は建てることはできません。ですので、国準則のとおりということでやらせていただいています。準工業地域、工業地域、工業専用地域については、その基準でということで、今、先ほどお話ししたとおりで、あと用途地域の定めのない地域、いわゆる白地の地域と、あと都市計画区域以外の地域ということで、都市計画の線よりいわゆる北側の地域がその地域に当たります。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） その白地の地域というのは、双葉のあの辺もそうだと思うんだけど、メイコーのあの辺もそうだと思うんだけど、あと、甲斐市の旧敷島とか竜王にはあるのか、そういう地域は。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） いわゆる竜王ですと、市街化調整区域が白地です。敷島も同様に市街化調整区域と都市計画区域以外、北部のほうに当たるかと思えます。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） この条例を制定するということなんだけれども、どういう関係で、今回これを制定することが、何か起き得る可能性があるということか。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 議会資料の1ページに、制定の目的ということで触れさせてもらっているんですが、現在稼働している工場敷地の有効活用、緑地面積が現在20%以上ということで定められていますけれども、その面積を緩和することができると。あと、新規工場の誘致を図るということで、これ県内全域にわたってこういう傾向にあるということで、既に制定済みが、南アルプス市、甲府市、昭和町、あと、都留市、中央市などであります。以上であります。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 細かく言うと、今度、うちバイオマス産業の工場をやるんだよね、基本的に、要は。バイオマスの、あれはまだ正式には決まっていらないんだけど、そういったものにも、こういう法律は関係してくるということか。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 対象工場の中で、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業、その中の括弧書きで水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所は除くということで、多分これには該当しない、除くに該当しない熱供給業かなと思っておりますが、そこまでちょっと調べていませんけれども、多分、この工場立地法に該当するのではないかと思っております。以上であります。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的に言えば、そういった可能性が、バイオマスの事業の可能性があるとすることをにらんで、こういった条例を制定しなければならないということではないということだね。そのちょっと確認だけさせて。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） おっしゃるとおりでありまして、バイオマスに限らず、甲斐市全体を見る中で工場誘致、既存工場の土地の有効活用ということを目としていますので、バイオマスに限ってつくるということではありません。以上であります。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的にね、我々素人は、結局そういった事業が入ってくるということとは、ある程度そういった制定はないと、当然そういった現状だとできないということのよ

うに思えたから、ちょっとね。

今からバイオマス産業の事業を市も推進して、恐らく12月までにははっきりするという話なんだけれども、当然こういった法的なものもないと、なかなか簡単にできるものでは、やっぱり発電事業というかな、ここにもあったね、電気供給事業と、それに該当するような感じもあるんで、ちょっと確認したんだけど、一概にそればかりではないということで、実際稼働している工場についてもそういうことも適用できるということで、それで、山梨県下でも結構なほとんどの市が、こういった条例を制定しているということで、甲斐市もちょっと遅かったけれども、今回条例制定をするということで案件で出したということだね、要は、確認で。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 工場立地で、1つの工場ならいいんですけども、それを敷地をまたいで、例えば道路に間が入っていると、そういった場合に、第1工場、第2工場とか、そういった場合は、1つの区画で判断するのか、全部でやるのかという。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 細かくは調べていなくて申しわけないんですが、あくまで敷地面積に対しての緑地面積率になります。たとえ道路で隔てられていても、その敷地面積に対する割合になりますので、一体に捉えましても、別に捉えましても結果は同じではないかと思えます。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） それでは、例えばそれがちょっと飛んでいる場合もありますよね。例えば道路で挟んでいるだけではなくて、ちょっと飛んでいる場合、そういった場合はどうなるんですか。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） そこが、いわゆる工場用地ということであれば、この条例の適用を受けます。ただ、そこがただ駐車場だけ、倉庫だけという話になると、対象にはならないのかなと思えます。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

○委員（横山洋介君） はい。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 緑地面積が緩和されると、これは大変喜ばしいことだと思うんです。

ただ、今まで思っていたのは、緑地帯をとっても、いろいろ自治体によって管理できていなくて困っているところが多いんだけど、まだこれでもちょっと緩和が少ないような気がするんですけども、そういうお話は、例えば甲斐市独自でもうちょっと緩和できるかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 甲斐市独自で緩和できるかということなんですけれども、議会資料の1ページで、国が定めた基準の範囲内で国の準則にかえて市町村が定めることができる範囲ということで、そこで示させていただいて、ちょっと読み上げはしなかったので申しわけなかったんですが、この基準の最低基準ということに、今回の条例を制定で挙げさせていただいておりますので、これ以上上げるということにはできないということになります。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 緑地帯が、今までずっとこう長い歴史の中で公園ができていますよ。地域でも小さい公園だから管理ができなくて、お守りができないから荒れたりとか、また、甲斐市でも管理が大変だという中で、例えばいろんな用具があるんですけども、劣化して危ないとかいう土地も出ているわけなんですけれども、そういうものは例えば甲斐市が払い下げとかそういう形で、今後考えるのかどうか、その辺はちょっと話が変わるけれども、そういう……

○委員長（藤原正夫君） 三浦委員、これはあくまでも企業のことですから、市は、だから住宅として考えてもらってもいいし、住宅ということで、企業のあれですから。

○委員（三浦進吾君） 委員長。

○委員長（藤原正夫君） では改めて、三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 企業はわかりました。全ての区域と入っているから、その辺が、そういうことも考えたわけなんですけれども、やっぱり今後、そういう問題がもっと、それが問題が

生じるというふうに思いますけれども、執行部としてはどんなふうに考えますか。お尋ねします。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 三浦委員さんの言われているのは、工場が緑地を設けた場合に、荒れた場合どうするかという話でよかろうかと思えますけれども、それに関しましては、今のところ何件か、甲斐市にも工場がありますけれども、緑地が荒れていて困るよという話は商工観光課のほうには入ってきておりません状況であります。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

興石建設部長。

○建設産業部長（興石春樹君） 大変お疲れさまです。

まず、今回のこの法律に伴って条例を制定するのが、企業の敷地の中に企業が設置をする緑地の部分でございますので、そこに市が直接かかわることはまずありません。各企業が自分たちでその緑地の部分は管理をすることになると思いますので、それを市がまた受けたりとかということも、これから先もないと思いますし、今まで企業の中で、緑地を半分以上残さなければならなかったんだけど、そういう場合、敷地の中に増築をしたいんだけど、その緑地を潰してまで増築ができないというその規制を、緑地をもう少し減らして企業が敷地の中に増築等をしやすくしたというのが、簡単に言うと今回の条例の内容でございます。そして、その基準は、今、課長が言ったように、国で定めている最低の基準にしてありますから、企業としてみれば、その敷地の中で増築をしやすくなったという状況でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

では、私のほうから一つちょっといいですか。

これで、緑地はあれだけでも、よくもう敷地があれだということは、今度は緩和されたとなると、天然芝とか何とかというのは、そういうのは含まれるのですか。

山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 議会資料の中の2ページで緑地とはということで、樹木が生

育する区画された土地、低木または芝などで表面が覆われている土地などということで、今、委員長がおっしゃられた芝生などはこの緑地に該当すると思います。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） ちょっといいですか。

環境施設として、よく今、その中で太陽光発電の下とか、その上のほうに各会社で天然芝プラス野菜をつくったりとか何か、そういうのも緑地とは呼ばんのですか。そのところお願いしたいと思います。

○商工観光課長（山田 洋君） その資料の建築物等屋上等緑化施設等とはいうところに、屋上緑化施設工場設備、太陽光発電の下に整備した芝生などということで、この工場設備があって、その下が芝生になっているとか、パイプがあって芝になっていますというのは、基本的に緑化としてみなされるんですけども、あくまでその上の表で50%までということで、全部が全部はとれませんよと。そのうちの100平米あれば50平米までしか緑地としてはカウントできませんという、そういう解釈になります。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） わかりました。ありがとうございます。

以上で、委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） とりあえず今は、工場立地ということが限定で、緑地化を50%までというふうなことの条例改正ですけども、商業施設の場合はどうですか。どうなると将来的に考えられますか。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 今回は工場立地法に基づくということで、対象工場、あくまで工場の緑地面積の話をさせていただきました。議員さんが言っている商業施設の場合はどうかという話でありますと、甲斐市の場合、緑のまちづくり条例というのがあります。その中で20%を設けなさいということで決められておりますので、そちらのほうで対応していくことになるかと思います。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第52号 甲斐市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定の件について、討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これより本案について採決します。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第52号の審査を終了します。

ここで暫時休憩し、職員が入室をいたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時51分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（藤原正夫君） それでは、そのようにしたいと思います。

議案第54号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）、議案第58号 平成29年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 平成29年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）、同じく議案第60号 平成29年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号 平成29年度甲斐市水道事業会計補正予算

(第2号)を一括して議題といたします。

初めに、人事課より、建設経済常任委員会が所管する人件費について、一括して説明を求めます。

高鳥人事課長。

○人事課長(高鳥 悟君) おはようございます。

人事課より、人件費の補正につきまして、初めに職員全体の概要について説明をさせていただきます。その後、建設経済常任委員会所管の科目について説明をさせていただきます。

定例市議会資料の一番最後のページです、4ページをお願いいたします。

補正予算人件費明細表でございます。

まず、上段の表の正職員についてご説明いたします。

正職員の補正予算の内容は、本年4月1日の定例人事異動に伴い、当初予算作成時に各所属に在籍していた職員の予算科目に変更が生じたため、各予算科目間の組み替えを行うものと、昇給・昇格に伴います給料月額増額によるもの、また、共済費の事業費負担の増額によるものであります。平成29年1月1日時点で、定年退職者と新規採用職員を見込んだ職員数が452人。その後、本年3月末に自己都合退職者が5人、8月末までに死亡退職者が2人生じたことから、9月1日現在、当初予算より7人減員の445人となっております。

2節の給料の補正額は、職員数が当初予算作成時に予定されなかった自己都合退職者等により、7人の減額分と、昇給・昇格に伴います給料月額増額分を相殺して、216万3,000円の増額となります。

3節の職員手当につきましても、給料と同様に増減分を相殺し、609万5,000円の増額となります。

4節の共済費につきましては、職員数の減額分と事業主の負担率がふえたことにより増額分を相殺し、2,253万4,000円の増額となります。

全職員の人件費の補正額は、3,079万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、中段の再任用職員の表をごらんください。

再任用職員は、平成28年度任用の6人と、平成29年度に再任用を希望した8人の14人を当初予定していましたが、平成29年度任用の1人を非常勤職員として任用したために、現在13人となっております。

2節給料と3節職員手当につきましては、1人分の減額、4節の共済費につきましては、正職員と同様に事業主の負担率がふえたことにより増額となっております。合計で

211万9,000円の減額となります。

正職員と再任用職員を合計しますと、全体で2,867万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

なお、嘱託、非常勤職員につきましては、予算作成時と変更はありません。

次に、9月補正予算説明書の14、15ページをお願いいたします。

建設経済常任委員会所管の一般会計の科目につきまして、補正予算の内容を説明いたします。

給料、職員手当の増減額の理由は、先ほど説明しましたとおり、人事異動によります職員の入れかわりによりますものと昇給・昇格によります増額分、共済費につきましては、事業主の負担率の変更によります増額分であります。

最初に、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費です。01労働関係職員費の職員数は1人で当初予算と変わりませんが、2万1,000円を増額するものであります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費です。01農林業関係職員費の職員数は、当初予算の17人より1人少ない16人となっておりますが、定年退職による原因と4月の人事異動に伴い、職員の入れかわりによりまして、945万6,000円を減額するものであります。

次に、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費です。01商工観光関係職員費の職員数は6人で変わりませんが、人事異動に伴いまして60万6,000円を増額するものであります。

次に、16、17ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費です。01土木管理関係職員費の職員数は、当初予算の13人より2人多い15人となっております。人事異動に伴いまして870万6,000円を増額するものであります。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費です。01都市計画関係職員費の職員数は、当初予算の17人より1人少ない16人となっておりますが、人事異動に伴いまして942万2,000円を減額するものであります。

次に、88、89ページをお願いいたします。

一般会計に引き続きまして、簡易水道事業特別会計です。1款事業費、1項事業費、1目一般管理費です。01一般管理関係職員費の職員数は1人で当初予算と変わりませんが、人事異動に伴いまして45万5,000円を増額するものであります。

次に、102、103ページをお願いいたします。

地域し尿処理施設特別会計でございます。

1 款衛生費、1 項地域し尿処理施設費、1 目地域し尿処理施設維持費です。01地域し尿処理関係職員費の職員数は1人で当初と変わりませんが、人事異動に伴いまして224万7,000円を減額するものであります。

続いて、116、117ページをお願いいたします。

下水道事業特別会計になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費です。01下水道関係職員費の職員数は8人で当初予算と変わりませんが、人事異動に伴い225万1,000円を増額するものであります。

続いて、水道事業会計になりますけれども、別冊の水道事業会計補正説明書（第2号）というのがあります。そちらをお願いいたします。

そちらの3ページをお願いいたします。

補正予算給与費明細書の1、総括の表があります。その表の比較合計欄をお願いいたします。

職員数は11人で当初予算と変わりませんが、人事異動に伴いまして137万7,000円を増額するものであります。

以上が、建設経済常任委員会が所管します人件費の補正に関する説明でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

説明に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 簡単で、先ほどの人件費の明細表、ご説明があったんですけども、最初の職員数、退職が5名ですか、それで2人亡くなったということなので、7名職員数が減っている中で、増額が3,079万2,000円という金額が出ているんですが、主にはどのような内容でこういう増額になるのか、お尋ねします。

○委員長（藤原正夫君） 高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 増額の分の内容について、お答えいたします。

増額につきましては、先ほども少し説明させていただきましたけれども、昇給分、あと昇格分、その分と、あとは共済費の負担率、事業主の負担率がふえたことによります増額分となっております。

○委員長（藤原正夫君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） この5名退職なされたと。その大体金額的にはどのくらいになるかお尋ねしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 自己都合退職によります5名の減額分は約2,030万円でございます。

○委員長（藤原正夫君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） この人たちの退職金はあったのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） それぞれ、勤続年数によります退職金のほうを支給しております。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで、委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） その明細表のほうから、2人不幸にしてお亡くなりになったということですが、では、そのあとのフォローする、マイナス2ということはどこかで充当しなければいけないと、今年度中は充当せずにどなたかが協力してその職場を保つという考え方でよろしいんですか。すぐに手配するということはあり得ないんですか。

○委員長（藤原正夫君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） その2人は病気でお亡くなりになってしまったんですけれども、その前から傷病休暇を取得しておりまして、その間の間は、非常勤職員等の配置をしております。

○委員長（藤原正夫君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） もう一つお伺いいたします。

5名の方が途中でおやめになったということだと思うんですが、年齢的に若い人なのか、それとも、それ相応の人なのか。要するに若い人がどんどんやめるとなると、非常に不安なことがあるんですが、この辺の、内容的にご紹介いただけるのであれば、どういう年代の方が、理由はいいですけれども、おやめになったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 年齢は50代が2名、40代が2名、20代が1名となっております。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 再任用職員のところでお聞きします。比較して1名、再任用のはずなのに非常勤として雇ったという、その経緯までをちょっとお伺いできますでしょうか。どうしてそうしたか。

○委員長（藤原正夫君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お答えします。

そちらの1名の方は、給食センターのほうの勤務でございまして、再任用は現在、短時間勤務となっております、1日6時間勤務でございます。給食センターの場合ですと、6時間ですとちょっと賄い切れないということで、非常勤職員、7時間30分の任用としてお願いをしております。

○委員長（藤原正夫君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） それは、こちらの市のほうのいろいろ調整したこちら側の都合ということで、そんなふうになったんだと思うんですけども、再任用で採用される場合と、臨時で採用される場合の、何ていうんでしょう、どっちが有利、不利というのではないんですが、当然、だから臨時で雇われるとなると、損をするのか得をするのかという部分ではどうなんでしょうか。そういう言い方はちょっと悪いですけども、どうなんでしょうか、その辺のところ。これからもそういうことはあるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○委員長（藤原正夫君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） その方につきましては、以前の職種、調理員ですけども、そちらのほうを希望していましたので、同じ業種で調理員といいますと、時間的なそういった制約がございましたので、本人の希望によって、同じ職種につくということで非常勤職員というふうな扱いにさせていただきました。

今後の場合ですけども、その職員が希望する職種であったり、こちらのほうの用意している職種等を勘案しながら、調整をしていきたいというふうに考えています。

〔「金額について答えていない」と呼ぶ者あり〕

○人事課長（高鳥 悟君） 金額は、そんなに変わりはないです。ほぼ同じくらいだというふうに理解しています。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで傍聴議員の質疑を終了します。

これで、人事課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員が退席します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

引き続き、一般会計の審査を行います。

商工観光課より、第7款商工費、第1項商工費について説明を求めます。

山田商工観光課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

商工観光課の補正予算について、説明いたします。

補正予算説明書の14、15ページをお願いします。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、1節報酬、02商工振興事業8万5,000円の増額補正予算であります。

財源内訳は、全額一般財源であります。

増額補正の理由につきましては、甲斐市中小企業・小規模企業振興会議規則を制定いたしましたので、その振興会議委員14人分、2回の報酬になります。

振興会議規則の概要であります。甲斐市中小企業・小規模企業振興会議規則の概要についてというA4、1枚の資料を配付させていただきました。その資料をごらんください。

1の規則制定の目的ですが、平成28年12月の議会で、甲斐市中小企業・小規模企業振興基本条例を可決いただきまして、制定したところであります。甲斐市中小企業・小規模企業振興基本条例第11条の規定に基づきまして、中小企業者及び小規模企業者の振興に関する施策について意見交換の促進を図るため、甲斐市中小企業・小規模企業振興会議を設置するものであります。

2の規則の骨子であります。第1条は、甲斐市中小企業・小規模企業振興会議の設置に

ついて、第2条は、振興会議の所掌事務についてでありまして、振興施策を推進するための事業の調査、研究、提案及び検証に関することでもあります。第3条は振興会議の委員についてでありまして、委員は15人以内で、中小企業者、小規模企業者、識見を有する者、地域経済団体、金融機関、市民、その他関係機関、職員であります。補正予算は、職員を除く14人分であります。第4条は、委員の任期についてでありまして、任期は2年であります。第5条は委員長及び副委員長の選任について、第6条は振興会議の招集及び振興について、第7条は委員の報酬について、第8条は、振興会議の庶務は商工観光課が処理することについて、第9条はその他であります。

3の規則の公布日は平成29年9月1日であります。

4の今後の予定であります。平成29年10月と、平成30年2月に開催する予定であります。

以上が、補正予算及び振興会議の内容であります。

よろしく願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 第7条の報酬についてなんですが、これは10月と30年2月の2回でそれぞれ出るということですか。それとも会ごとに、1回ごとに幾ら出るということですか。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 委員長につきましては3,250円の2回。委員さんにつきましては3,000円の13人の2回、計8万4,500円になりますので、8万5,000円の増額補正となっております。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 振興会議ということで、これは振興施策を推進するための事業の調査、研究、提案の検証に関することとあるんだけど、基本的に今回は2回だなんけれども、基本的に年に、こういったものが出てくると、会議を開いて検証するということになるんだけど、通常年に何回ということではなくて、出てきたときに会議を持つということなの

か、これは。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 内容が出てきたときにやるということも、委員の中から提案があればやるということも当然なんですけれども、3回から4回程度、なおかつ商工会のほうで、同じような名称で、検討会というものを設置しておりますので、そちらのほうから提案があれば、随時開催するという事も考えております。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、仮定の中で言った、定例的に年間大体3回ぐらいの一応予定を会議をしているということでもいいんですか、基本的には。特別なことはない限りは。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） おっしゃるとおりでありまして、3回から4回を予定しているところであります。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 結局、この5条の委員長、副委員長とあるんだけど、当然、この委員長とか何かというのは、これは、ある程度の見識者というか、委員長というか、そういった、これは、あくまでもこの中に任せるのであって、委員は各種団体が出ているんだけど、ある程度の学識の人とかそういうのが一応予定をしているということなんですか、これは。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） 第3条の組織の中で委員は中小企業者、小規模企業者、識見を有する者、地域経済団体、いわゆる商工会ですね、こういう人たちの中から選ばせていただくんですが、識見を有する者、いわゆる学識経験者という中からも選ばせていただきます。また、地域経済団体ということで商工会の役職の方とかも考えております。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然、こういった専門的なある程度認識というか、知識を持った人でないとなかなかこういう中小企業の、我々もこの間、市として条例を認定したんだけど、

そういった人たちには委員長とかそれらを出す人になってもらわないと、これなかなか大変じゃないかと思うんだけど、その辺でちょっと今、聞いたんだけど、基本的にはまだ、これといった、学識で特別な人とか、そういうことは考えていないということですか。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） まるっきり考えていないということではありませんけれども、税理士さんとか、中小企業診断士さん、そのような方の中から選んでいきたいと思っております。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然、僕もそういう人らになっていただかないと、なかなか大変じゃないかと思うんで、そういった専門職というか、把握している人とか今言ったそういう人たち、そこでちょっと安心したんですけれども、それにちょっと確認ということで、ありがとうございました。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

金丸議員。

○議員（金丸幸司君） 第2条のところで、振興施策を推進するための事業の調査・研究等がありますけれども、もし差し支えなければ、調査内容は具体的に何をやるのか、お聞かせください。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） まことに申しわけありませんけれども、今のところどういうことを具体的にというのは考えていないんですけれども、意見交換会とか、中小企業者、実際にやられている方たちも委員になっていただきますので、そちらの声を聞くとか、そういうことを一応考えております。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） 金丸議員。

○議員（金丸幸司君） では、これ特に何か国とかガイドラインというか、何かこういう調査をしてくださいとか、特にそういうものはなくて、地元でさっき言ったこういう方々で話し

合ってその中で調査項目を決めていくという感じなんですか。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） あくまで、国・県とかは余り関係ないというか、国・県で施策があればそれを紹介するとか、そういうこともあるかと思えますけれども、あくまで甲斐市の中小企業の振興を図る上で、調査、研究、検証を行うということの会議であります。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 今、経費のこと、人件費のことで予算が組まれたんですけども、例えばその調査、研究、提案にかかわる費用が出てきますよね、もし具体的にやれば。調査費でありとか、そういった費用は盛り込まなくていいんですか。今年度はそんなに特定の事案がないということなんですが、何か人件費のことばかりで、寄せ集めで、来てもらってありがとうございます、会議を開きますと、それに対する人件費だと思うんですけども、何か、その突っ込んだ調査・研究費は用意されなくていいんですか。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○商工観光課長（山田 洋君） おっしゃるとおりでありまして、研究・調査とかには、当然お金がかかることもあります。ただ、議員さんおっしゃるとおり、今年度においては、あくまで意見交換会、あと、条例の内容説明とかを考えておりますので、今年度については委員報酬のみで、お金のかからない会議を開催する予定であります。

以上であります。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで傍聴議員の質疑を終了します。

ここで商工観光課関係の質疑を終了し、暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

ご苦労さまでした。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時30分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

次に、農林振興課より、第6款農林水産業費、第1項農業費について説明を求めます。

小澤農林振興課長。

○農林振興課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。農林振興課です。よろしくお願いいたします。

それでは、農林振興課から、9月の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費につきましては、農林業関係職員費でありまして、先ほど人事課長から説明があったとおりでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費につきましては、補正前の額が9,130万7,000円に対しまして118万8,000円の増額をお願いし、9,249万5,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、全額一般財源でありまして、007有害鳥獣捕獲等対策事業118万8,000円を増額補正するものでございます。

内容につきましてご説明させていただきます。今回の補正につきましては、昨年度も2回増額補正させていただきましたが、破損による鳥獣害防止柵の修繕に係る経費をお願いするものでございます。

現在設置されております鳥獣害防止柵につきましては、平成21年度から23年度にかけて山梨県中山間地域総合整備事業により設置され、県との協定に基づき、工事終了後に甲斐市に譲与されております。

譲与に合わせ、防止柵の維持管理につきましては、地元自治会と鳥獣害防止柵施設維持管理協定を結び、草刈り、つる切り、支柱に影響がなく網が変形した場合における補修等、簡易な修繕につきましては、地元自治会が行っております。また、協定では、適正な維持管理を行っていたにもかかわらず、台風等の自然災害により、大規模な範囲で施設が破損した場合は、市と地元自治会が協議の上対応することとなっております。

本年度におきましても、当初予算で50万円を計上しておりましたが、既に3か所修繕しており、予算額につきましても執行している状況でございます。今回新たに下福沢地内に設置されております防止柵6か所の破損が報告され、農作物の被害を防ぐ観点からも早急に修繕をする必要がございます。

以上のことから、冒頭に申し上げましたとおり、防止柵6か所の修繕料を今回増額補正さ

せていただくものでございます。

以上で9月補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

三浦委員。

[発言する者あり]

○委員（三浦進吾君） いやいや、6か所ということでございますから、農作物の被害はどのくらいあったのか、その辺の内容、もしわかりましたらご説明いただきたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 本年度につきましては、タケノコ、トウモロコシ、ブドウ、スイカ、カボチャ、トマト、大豆等で、被害額にしますと3万2,000円程度でございます。

○委員長（藤原正夫君） だそうです。よろしいですね。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 今、いろいろな作物が被害があったようでございますけれども、地権者は何人ぐらいいらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 報告のほうをいただいているのが18件になります、団体等も含めまして。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、被害額が3万2,000円ということで、基本的にこれ今、イノシシとか鹿とか熊とかいろいろで、基本的に網の何があれですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 今回、報告のほうをいただいているのが、イノシシが5件、鹿が1件、あとハクビシンが5件、アライグマが2件、アナグマが2件、タヌキが2件、キツネが1件というような状況でございます。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的に、昔は熊が出没したなんてよく防災無線なんかでもあった、気をつけてとか。最近では熊のそういったものはないんですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 本年度につきましては、春先に2件ありまして、防災無線のほうもしたところでございます。またホームページのほうでも周知をさせていただいております。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的に熊の被害とかというのは出ていない。人災とかそういうものはないということですか、熊に対しては。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 本件目撃情報につきましては、1件はただ目撃されただけで、あと一つは、地蜂をとっている方が後ろを見たら熊がいたということで、地蜂をとっているんで、ヘルメットとかこういうのをしているんで、それをちょっとさわられたぐらいで、おどしたら向こうが逃げていったということで、危害は与えられなかったということで報告をいただいております。

○委員長（藤原正夫君） いわゆるへボだね。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的には、今、市で、ああいう熊とかイノシシとか、ある程度捕獲したときには、幾らか市で出して、熊は幾らとかイノシシは幾らとかというのは、そういう制度は現状もあるんですか

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 管理捕獲につきましては、8月から10月までの間、今、やっている最中でございますけれども、イノシシ、鹿については1万5,000円というような形でやっております。熊については、有害捕獲という形で、1許可に対して11万円ということで、猟友会、今、自治体になってはいますが、各自治体のほうに依頼をしまして、やっております。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的に、猟の期間以外ということなんだけれども、それが結局今、月に何頭ぐらいそういうのはとれているというか、確保している例があるんですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 熊についてはありませんけれども、イノシシ、鹿については、本年度、猿も含めまして133頭の許可が県から下りておりまして、イノシシが30、鹿が100で、今、ほとんどそれに近い状態で、捕獲がされている状況でございます。

○委員長（藤原正夫君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 実は、この委員会も対話集会の……、健康課じゃなくて、あるわけですから、そういう中で、今、防護柵を壊されたという中で、防護柵の延長ということもお話を聞いているんですけれども、そういうことの予算どりとかは、また考えがあるかお尋ねしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 3月の当初予算の審議のときにもご質問いただいたんですけれども、要望があったときには検討させていただくということで、当初予算をつくる段階では要望がありませんでしたので、本年度については計上しておりませんが、要望がありましたら、また検討していきたいと考えております。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですね。

以上で委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） ゾーンで森林の皆伐、植林、そこにも柵をやっているんですけれども、苗木はかなり被害があるように、柵があっても被害があるように見受けられるんですけれども、苗木は全部食べられちゃったなんていうゾーンは多分ないとは思いますが、その辺の状況の把握、あるいはその柵がそういうふうな設置が適切かどうかはどんなふうにお考えですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） そういった報告は市のほうには受けていません。それで管理捕獲につきましては、山のほうもわな等で対応していますので、そういったもので対応させていただいているということでお願いをしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 報告がないということは、いわゆる把握できていないということなのか、被害がないという話なのか、どちらだとお考えですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 市には報告が来ていませんけれども、森林組合のほうでそういったことがあるかどうかというのは、またこの後確認はしてみたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） すみません、今の防護柵だと思うんですけども、21年から23年で県が設置したということで、市のほうで管理をされているようですが、これは延長どのくらいの距離を設置して、今回6か所修繕をするということですが、どのくらいの距離の修繕になるのか、1か所当たり20万近くかかるようですが、どういう形の修理をするのか、内容をちょっと教えてください。

○委員長（藤原正夫君） 小宮山係長。

○農林振興係長（小宮山 厚君） まず、全長につきましては18.6キロになります。今回の修繕の内訳ですけれども、6か所になっておりまして、金網の修繕、それぞれ30平米と20平米、あと、支柱を含んだ交換、ネット編成を含んだ支柱を含めた交換が2か所、あとは、高さ2.3メートルの幅2メートルほどの金網の鉄扉ですけれども、それを2か所交換する予定でいます。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 総延長18.6キロということですから、かなりの距離の中で、ちょっと面積はわかりませんでした、6か所壊れたということですが、120万近くの経費を支出するわけですが、当初50万しか計上していなくて、あとの補正のほうが大きいわけですが、これは、全く市費で全額を直すのか、地元といいますか負担が若干あるのか、あるいは県が少しは出すのか、この辺の内訳はどうなっていますか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 全額一般財源となっておりますので、市の単独経費になります。昨年度につきましても、やはり50万円の計上だったんですけども、11か所修繕を行いまして、総額でいいますと、昨年度約202万支出をしたところでございます。

○委員長（藤原正夫君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 捕獲の頭数が100頭以上という話ですけれども、そうすると熊とか……、熊はないのか、例えば鹿とか、イノシシなんかは処分の方法、ジビエという料理の方面に使うのか、それともそのままとったものを埋めちゃうのか。たしか千葉かどこかにはそういう埋める、頭数がふえちゃって、その予算がとれないんで困っているというふうなこともあるんですが、その処分の方法、どんな処分をされているのかお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（藤原正夫君） 小宮山係長。

○農林振興係長（小宮山 厚君） 北杜市にジビエの処理工場がありますので、そちらに持ち込みをさせていただいております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ということは、そのジビエ料理とか、いろんな商品開発ができると思うんですよ。農林振興の一策としてそういう研究をする団体とか、指導とかいうことは考えていないのでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） ただいま、先ほどご答弁させていただいたとおり、甲斐市の場合は130頭余りでございます。北杜市については、もう頭数が全然桁が違う、ちょっと今、ここで数字は持っていないんですけれども、130頭でジビエ料理という、ちょっと採算が合わないような格好になりますので、そういったところは北杜市のほうが、やはり多いところでそういったものを開発していただく中で、そちらに甲斐市のとったものは持っていくというような形を今とっている状況でございます。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで傍聴議員の質疑を終了します。

次に、建設課より第8款土木費、第1項土木管理費について説明を求めます。

下笹建設課長。

○建設課長（下笹俊彦君） お疲れさまです。

それでは、建設課9月補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

議案の12、13ページ、補正予算説明書の16、17ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費をごらんください。

補正前の額が1億9,005万円に対しまして、補正額は1,564万8,000円の増額をお願いし、補正後の額は2億569万8,000円となります。01土木管理関係職員費870万6,000円でありますが、先ほど、人事課から説明があったとおりでございます。

12土木総務事業694万2,000円につきまして、説明させていただきます。

19負担金、補助及び交付金694万2,000円で、財源につきましては、補正予算説明書の6、7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金の社会資

本整備総合交付金363万7,000円と、15款県支出金、2項県補助金、7目土木費県補助金、1節土木費補助金165万5,000円の増額で、山梨県災害時避難路通行確保対策事業費補助金であり、説明書の16、17ページに戻っていただきまして、一般財源を165万円増額するものでございます。

内容につきましては、災害時避難路通行確保対策事業におきまして、かねてから改修のお願いをしておりました避難路沿線の建物におきまして、今回地権者より取り壊し除却をしたいとの申し出があり、それに対しての補助金とシステムの切りかえ作業の関係で、既存建物の取り壊しを、来年度に予定しておりましたJA中巨摩東部農協敷島支店になりますが、において、今回年度内に取り壊しまでできるとの申し入れがありましたので、それに対する撤去費用分の補助金の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 内訳で今、システムの変更というお話もあったんですが、具体的にはどういったシステムなんですか。

○委員長（藤原正夫君） 下笹課長。

○建設課長（下笹俊彦君） システムの変更につきましてはJA中巨摩東部、JAの中のシステムの変更に伴って除却ができないということだったんですが、それがシステムの変更が完了したので、今回取り壊しができるというふうな内容でございます。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

○委員（横山洋介君） はい。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

よろしいですね。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、建設課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

次に、下水道課より第4款衛生費、第3項清掃費及び第8款土木費、第4項都市計画費について、一括で説明を求めます。

古屋下水道課長。

○下水道課長（古屋正彦君） お疲れさまでございます。

それでは、下水道課から、所管いたします一般会計補正予算の説明をさせていただきます。補正予算説明書の14、15ページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費で説明欄になりますが、08地域し尿処理施設特別会計操出金の224万7,000円の減額につきましては、地域し尿処理施設特別会計への操出金を減額するものでございまして、詳細につきましては、この後の地域し尿処理施設特別会計補正予算で説明をさせていただきます。

続きまして、次のページ、16、17ページをお願いいたします。

中段になりますが、8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費、説明欄の01下水道事業特別会計操出金ですが、225万1,000円の増額につきましては、下水道事業特別会計への操出金を増額するものでございまして、詳細につきましては、同様にこの後の下水道事業特別会計補正予算で説明をさせていただきます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

説明に対して委員の質疑を行います。

ちょっと、私から申します。これは、特別会計でまた繰り返しますので、そこで審議なさればよろしいかと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） では、そのようにします。

以上で委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 傍聴議員さん、よろしいですね。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原正夫君） これで、下水道関係の質疑を終了します。

次に、上水道課より、第4款衛生費、第2項環境衛生費について説明を求めます。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） よろしくお願ひします。

補正予算説明書の12、13ページ及び次の14、15ページにわたっております。よろしくお願ひします。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費のうち、28節の操出金99万5,000円につきましては、備考欄の説明の欄にあります、16簡易水道事業特別会計操出金を増額するものでございます。内容につきましては、同じく次の簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これにつきましても、特会のほうでしますので、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ではここで、委員の質疑を終了します。

傍聴議員の質疑を許しますけれども、よろしゅうございますね。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） これで、上水道課関係の質疑を終了します。

以上で、議案第54号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）の質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました、議案第54号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）について討論、採決を行います。

本案について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

しっかり立ってほしいですけれども、よろしいですね。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で、議案第54号の審査を終了します。

次に、議案第58号 平成29年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

説明、質疑は、歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） では、引き続きよろしくお願いたします。

平成29年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

議案集は37ページになります。

既決の歳入歳出予算それぞれに、99万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9,417万1,000円とさせていただきます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書の88、89ページをお願いいたします。

1 款事業費、2 項事業費、1 目一般管理費を99万5,000円増額し、4,522万7,000円とするものです。補正額の財源は全て一般会計からの繰入金となっております。

2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費につきましては、さきに人事課より説明がありました人事異動に伴う人件費の補正でございます。

11 節需用費の54万円の増額につきましては、睦沢配水池及び清川地区の低区配水池に設置してあります遠方監視システムの故障に伴う修繕費であります。この故障は本年5月に相次いで起こりまして、現在はシステムの点検委託業者の厚意によりまして中古品を代用品として、今、対応しているところでございますが、修繕を早急にしなければなりませんので、増額をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、議案第58号の質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第58号 平成29年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第58号の審査を終了します。

次に、議案第61号 平成29年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。

当局の説明を求めます。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） では、水道事業のほうです。よろしくお願いいたします。

平成29年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

議案書は55ページになりますが、別冊の平成29年度水道事業会計補正予算説明書（第2号）の1ページをお願いいたします。

平成29年度甲斐市水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入および支出の収入でござ

ございます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、3 目その他営業収益を170万7,000円増額させていただくものでございます。

内容につきましては、双葉西小学校に設置されております、飲料水兼用耐震性貯水槽の緊急遮断弁の修繕に係る負担金でございます。この貯水槽は、水道事業の財産ではございませんで、一般会計の財産でございます。普段の点検及び修繕については、水道事業で行う旨、協定を結んでおりますので、修繕に係る工事費及び事務費を負担金として収入するものでございます。

緊急遮断弁につきましては、春と秋、年に2回点検を行っておりまして、本年5月の点検において、動作に不良、完全に閉め切らないということが判明いたしましたので、修繕工事を行うものでございます。

次に支出です。1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費を289万3,000円増額させていただくものであります。内容につきましては、さきの緊急遮断弁の修繕費163万1,000円、人事異動に伴う人件費、126万1,000円であります。

その下の4目業務及び総係費の11万5,000円の補正額も、人事異動に伴う人件費でございます。なお、今回増額させていただきます人件費の財源は、内部留保資金等を充てますので、企業会計の性質上、収入の記載はございません。

あと、2ページ以降のキャッシュフロー及び貸借対照表につきましては、負担金による工事及び人件費の補正でありまして、大きな変更はございませんので、説明は省略させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、議案第61号の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第61号 平成29年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

これで、本委員会に付託されました議案第61号を終了します。

次に、議案第59号 平成29年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

当局の説明を求めます。

古屋下水道課長。

○下水道課長（古屋正彦君） それでは、下水道課が所管いたします、地域し尿処理施設特別会計の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

まずは、議案集の43ページをお願いいたします。

議案第59号 平成29年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ224万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,692万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入から説明をさせていただきます。

補正予算説明書の100ページ、101ページをお願いいたします。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰出金224万7,000円の減額は、先ほど人事課から説明のありました、人事異動にかかわる人件費の減額補正でございます。

次に、歳出であります。補正予算説明書102ページ、103ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費224万7,000円の減

額補正でありまして、財源内訳はその他一般会計繰入金の224万7,000円の減額であります。説明欄になりますが、01地域し尿処理関係職員費224万7,000円の減額は、同じく人事課からの説明のありました人事異動に係る人件費の減額補正をお願いするものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての委員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、議案第59号の質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第59号 平成29年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これより、本案について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

これで、本委員会に付託されました議案第59号を終わります。

次に、議案第60号 平成29年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

当局の説明を求めます。

古屋下水道課長。

○下水道課長（古屋正彦君） 続きまして、下水道事業特別会計の補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

議案集の49ページをお願いいたします。

議案第60号 平成29年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ225万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億8,414万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入から説明をさせていただきます。

補正予算説明書の114ページ、115ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金225万1,000円の増額は、先ほど人事課から説明のありました人事異動に係る人件費の増額に伴う職員給与費繰入金の増額補正であります。

次に、歳出であります。補正予算説明書の116、117ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費225万1,000円の増額補正でありまして、財源内訳はその他の一般会計繰入金225万1,000円の増額になります。説明欄になりますが、01下水道関係職員費225万1,000円の増額は、同じく人事課からの説明のありました人事異動に係る人件費の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、下水道課が所管する平成29年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、議案第60号の質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第60号 平成29年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

これで、本委員会に付託されました議案第60号を終わります。

これをもちまして、本委員会に付託されました議案の審議は全て終了いたしました。

委員におかれましては慎重審議、ご苦労さまでございました。

次に、日程の3、その他に入ります。

委員より、その他何かありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 事務局から、その他何かありますか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようです。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時12分